

市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等における業務のICT化を推進し、保育士の業務の負担の軽減を図るとともに、外国人の園児の保護者とのコミュニケーションの質の向上を図るため、保育所等を設置している者（社会福祉法人を除く。）に対し、予算の範囲内において、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けている保育所、同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第6号において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所に限る。）又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第29条に規定する小規模保育事業所A型（第6号において「小規模保育事業所A型」という。）であって、過去に補助金の交付を受けて保育所等における業務効率化推進事業が行われていないものをいう。

(2) 保育業務支援システム 保育士の業務の負担を軽減するためのシステムであって、次のいずれかの機能を有するものをいう。

ア 保育の計画及び記録に関する機能（別表において「保育計画等機能」という。）

イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能（以下「登園等管理機能」という。）

ウ 保護者との連絡に関する機能（別表において「保護者連絡機能」という。）

(3) 保育所等におけるＩＣＴ化推進事業 保育所等に保育業務支援システムを導入する事業をいう。

(4) 保育所等における多言語通訳・翻訳機器導入事業 保育所等に在籍する外国人の園児の保護者とのコミュニケーションの質の向上を図るための機器であって、言語を通訳し、又は翻訳することができるもの（以下「多言語通訳・翻訳機」という。）を導入する事業をいう。

(5) 業務効率化推進事業 保育所等におけるＩＣＴ化推進事業及び保育所等における多言語通訳・翻訳機器導入事業をいう。

(6) 安全計画 次に掲げる保育所等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア 保育所等（幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所Ａ型を除く。） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 85 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定する安全計画

イ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条に規定する計

ウ 小規模保育事業所Ａ型 市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する安全計画（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等を設置している者（社会福祉法人を除く。）とする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

業務効率化推進事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業に必要なリース料、工事費、備品購入費その他市長が必要と認める経費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 保育所等におけるICT化推進事業

別表の左欄に掲げる導入する機能の区分に応じ、同表の中欄に定める補助基準額と補助対象経費（他の補助等の交付の対象となるものを除く。）の実支出額を比較して少ない方の額と、導入する機能に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に、同表の右欄に定める補助率を乗じて得た額。ただし、登園等管理機能と併せて他の機能を導入する場合は、次に掲げる額を合算した額とする。

ア 登園等管理機能のみを導入する場合についてこの号（ただし書を除く。）の規定により算定した額

イ 登園等管理機能と併せて他の機能を導入する場合についてこの号（ただし書を除く。）の規定により算定した額

(2) 保育所等における多言語通訳・翻訳機器導入事業 150,000円と補助対象経費（他の補助金等の交付の対象となるものを除く。）の実支出額を比較して少ない方の額と、当該補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等におけるICT化推進事業

次に掲げる書類

ア 保育業務支援システムの導入に要する費用の見積書及び内訳書

イ 保育業務支援システムに搭載されている機能の詳細を確認することができる資料

ウ 保育業務支援システムの導入計画書

エ 保育士の業務の負担を軽減するための計画書

オ 保育業務支援システムを提供する事業者からの支援体制を記載した保育業務支援システム導入実施計画書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 保育所等における多言語通訳・翻訳機器導入事業 次に掲げる書類

ア 多言語通訳・翻訳機の導入に要する費用の見積書及び内訳書

イ 多言語通訳・翻訳機に搭載されている機能を詳細に確認することができる資料

ウ 多言語通訳・翻訳機の導入計画書

エ その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、その旨を市長に報告して、その指示を受けること。

(2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効

用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。

(3) 補助対象者が市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、当該財産により収入を得たときは、その収入の一部又は全部を納付すること。

(4) 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(5) 補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により、速やかに、市長に報告すること。

(6) 補助対象者は、前号の規定による報告をした場合において、同号に規定する仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。

(7) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。また、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間の経過後についても、当該財産の財産処分が完了する日又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(8) 保育所等におけるICT化推進事業を行う場合であって、登園等管理

機能を導入するときは、安全計画に登園等管理機能を活用した安全管理の取組について明記すること。

(決定の通知)

第 9 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第 10 条 規則第 8 条の承認を受けようとする者は、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第 4 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第 5 号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等における ICT 化推進事業

次に掲げる書類

ア 補助対象事業に係る領収書、事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）（次号アにおいて「領収書等」という。）

イ 導入された保育業務支援システムの仕様等を確認することができる資料

ウ 納品書

エ 安全計画

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 保育所等における多言語通訳・翻訳機器導入事業 次に掲げる書類

ア 領収書等

イ 導入された多言語通訳・翻訳機の仕様等を確認することができる資料

ウ 納品書

エ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までとする。

(額の確定)

第12条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条の交付請求書は、市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年2月18日以後の申請に係る市川市保育所等における

I C T 化推進事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市保育所における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の市川市社会福祉法人に対する保育所等における I C T 化推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 3 1 年 2 月 1 8 日以後の申請に係る市川市社会福祉法人に対する保育所等における I C T 化推進事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人に対する保育所における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 9 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市保育所等における I C T 化推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、令和 2 年度分までの市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 0 月 3 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定及び第 2 条の規定による改正後の市川市社会

福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱（以下「新社会福祉法人要綱」という。）の規定は、同年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱の規定は、令和４年度以後の年度分の市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、令和３年度分までの市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例によ
- 3 新社会福祉法人要綱の規定は、令和４年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、令和３年度分までの市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 第１条の規定による改正後の市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和５年度以後の年度分の市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、令和４年度分までの市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 第２条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和５年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金について適用し、令和４年度分までの市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

導 入 す る 機 能 の 区 分			補 助 基 準 額	補 助 率
登園等 管理機 能を導 入する 場合	端末購入等を 伴わない場合	登園等管理機能のみを導入する場合	一の保育所等につき 200,000円	4／5
		登園等管理機能と併せて保育計画 等機能又は保護者連絡機能を導入 する場合	一の保育所等につき 200,000円	3／4
		登園等管理機能と併せて保育計画 等機能及び保護者連絡機能を導入 する場合	一の保育所等につき 400,000円	3／4
	端末購入等を 伴う場合	登園等管理機能のみを導入する場合	一の保育所等につき 700,000円	4／5
		登園等管理機能と併せて保育計画 等機能又は保護者連絡機能を導入 する場合	一の保育所等につき 200,000円	3／4
		登園等管理機能と併せて保育計画 等機能及び保護者連絡機能を導入 する場合	一の保育所等につき 300,000円	3／4
登園等 管理機 能を導 入しな い場合	端末購入等を 伴わない場合	保育計画等機能又は保護者連絡機 能を導入する場合	一の保育所等につき 200,000円	3／4
		保育計画等機能及び保護者連絡機 能を導入する場合	一の保育所等につき 400,000円	3／4
	端末購入等を 伴う場合	保育計画等機能又は保護者連絡機 能を導入する場合	一の保育所等につき 700,000円	3／4
		保育計画等機能及び保護者連絡機 能を導入する場合	一の保育所等につき 900,000円	3／4